

平成26年3月第28回互理町議会定例会会議録（第1号）

○ 平成26年2月27日第28回互理町議会定例会は、互理町役場仮設庁舎大会議室に招集された。

○ 応招議員（17名）

- | | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1 番 | 鈴木洋子 | 2 番 | 高野孝一 |
| 3 番 | 熊田芳子 | 4 番 | 小野一雄 |
| 5 番 | 佐藤正司 | 6 番 | 安藤美重子 |
| 7 番 | 百井いと子 | 8 番 | 鈴木高行 |
| 9 番 | 鈴木邦昭 | 10番 | 渡邊健一 |
| 11番 | 四宮規彦 | 12番 | 高野進 |
| 13番 | 熊澤勇 | 14番 | 佐藤アヤ |
| 16番 | 鞠子幸則 | 17番 | 佐藤實 |
| 18番 | 安細隆之 | | |

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（17名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	齋 藤 邦 男	副 町 長	齋 藤 貞
総務課長	佐 藤 浄	企画財政課長	吉 田 充 彦
用地対策課長	佐々木 人 見	税務課長	佐 藤 邦 彦
町民生活課長	鈴 木 邦 彦	福祉課長	阿 部 清 茂
被災者支援課長	齋 藤 幸 夫	健康推進課長	佐々木 利 久
農林水産課長	東 常 太 郎	商工観光課長	
都市建設課長	日 下 初 夫	兼わたり温泉鳥の海所長	酒 井 庄 市
上下水道課長	作 間 行 雄	復興まちづくり課長	千 葉 英 樹
教育長	岩 城 敏 夫	会計管理者兼会計課長	鈴 木 久 子
生涯学習課長	熊 澤 一 弘	学務課長	遠 藤 敏 夫
選挙管理委員会書記長	佐 藤 浄	農業委員会事務局長	菊 地 和 彦
		代表監査委員	齋 藤 功

○ 事務局より出席した者の職氏名

事務局長	丸 子 司	参 事	牛 坂 昌 浩
主 事	櫻 井 直 規	兼庶務班長	

議事日程第1号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

議長諸報告

日程第3 平成26年度施政方針及び提出議案の説明

午前10時00分 開会

議長（安細隆之君） おはようございます。

これより平成26年3月第28回亙理町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（安細隆之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、14番 佐藤アヤ議員、16番 鞠子幸則議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（安細隆之君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、別紙会期日程案のとおり、本日から3月14日までの16日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月14日までの16日間に決定いたしました。

議長諸報告

議長（安細隆之君） 次に、諸般の報告を行います。

第1、地方自治法第121条の規定に基づきます説明員は、別紙お手元に配付のとおりであります。

第2、町長提出議案についてであります。町長から、条例案5件、補正予算案6件、工事請負契約の変更契約の締結について外8件、並びに平成26年度各種会計予算案10件及び報告4件の合計33件の議案が提出されております。

第3、一般質問についてであります。一般質問の通告を11名から受理しております。

第4、請願・陳情についてであります。陳情等4件を受理しております。写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

第5、「議員派遣の件」について、会議規則第126条第1項ただし書きの規定により、お手元に配付のとおり議長において決定いたしましたので報告いたします。

また、今期定例会前に派遣を決定しておりました議員から、お手元に配付のとおり「議員派遣結果報告書」3件が提出されておりますので報告します。

第6、監査委員から例月出納検査報告書及び定期監査報告書が提出されております。写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

第7、閉会中の「議会及び議長の動向」について、別紙お手元に配付のとおり報告します。

第8、去る2月21日、自治功労者として、当町議会から熊田芳子議員、安藤美重子議員、高野進議員、佐藤アヤ議員が亘理地方町議会議長会長より表彰を受けておりますので報告します。

また、本町議会が発行する「わたり議会だより」が第33回宮城県町村議会広報選考会に入選し、去る2月14日、宮城県町村議会議長会定期総会において表彰を受けておりますので報告します。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第3 平成26年度施政方針及び提出議案の説明

議長（安細隆之君） 日程第3、平成26年度施政方針及び提出議案の説明を求めます。

町長、登壇。

〔町長 齋藤邦男君 登壇〕

町長（齋藤邦男君） それでは、平成26年度施政方針及び提出議案の説明を申し上げます。

本日、ここに第28回亘理町議会定例会が開会され、平成26年度の当初予算並びに諸議案をご審議いただくに当たり、私にとって今任期中最後の定例会であることから、これまで取り組んできた町政運営について振り返るとともに、所信の一端と主要な施策につきましてご説明申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

平成14年5月に亘理町長として重責を担わせていただいて以来、早いもので3期12年が経過しようとしております。私は、町長就任以来、公約実現に精魂を傾け、「思いやりの心で力を合わせ安全で安心できる豊かなまちづくり」、そして「町民一人ひとりの暮らしやすさ、そして住むことへの安心と誇りを実感できるまちづくり」を推進すると同時に、将来の世代にも責任を持った町政運営を実現すべく各種事業に全力で取り組んでまいりました。この間、「現場主義」を自らの信念とし、町民の声に耳を傾けることで町民目線での現状を知り、課題や要望を町政に反映させてまいりました。

「まちづくり基本条例」の制定及び「まちづくり協議会」の立ち上げ、そして町民乗合自動車「さざんか号」の運行、また、まちづくりは人づくりとの考えから、子育て支援、教育といったソフト面の充実を図るとともに、道路交通網・上下水道を初めとするインフラ整備、宮城県沖地震を想定した各小中学校施設等の耐震化及び環境整備、中央児童センターの開設など、町民の皆様の信頼と負託に応えるべく、本町のグランドデザインである亘理町第3次・第4次総合発展計画に基づき、町民の安全・安心に向けた地域社会づくりに取り組み、おおむね順調に推移してきたものと考えるところであります。

このように、私に取り組みを進めてまいりました各種の施策について一定の成果を出すことができましたことは、ひとえに議員各位を初め町民の皆様のご支援、

ご協力のたまものであり、改めまして衷心より感謝申し上げる次第であります。

一方、平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、これまで本町が最優先課題の一つとして取り組んできた防災対策の想定をはるかに超えるもので、本町にも甚大な被害をもたらし、自然災害の猛威を改めて認識させられました。

現在、本町においてはハードとソフトの両面から防災対策を初めとする各種事業に取り組んでおり、町民の皆様のご協力のもと、膨大な量の災害瓦れきの処理は平成25年度で終了し、また町道や上下水道を初めとするインフラや公共施設等の復旧・復興事業につきましても、おおむね順調に推移しているところであります。さらには、イチゴ農家の方が待ち望んでいた「いちご団地」等につきましても昨年完成し、1回目の収穫期を迎え、出荷されたイチゴが店頭に並んでいることに関しましても大変喜ばしく思っております。

復興事業の進捗率は90%の事業において着手済みであり、また事業完了については、平成25年度末において40%を超える見込みとなっているところであります。被災者の生活再建を第一に考えますと、さらなるスピード感を持って復旧・復興事業をなし遂げていかなければなりません。防災集団移転促進事業や災害公営住宅、そして避難道路の整備など、ここしばらくは震災からの復興が本町にとっての最優先課題となりますが、復興の主役は町民一人一人であります。町民一人一人が復興に向き合い、協働のもと町民一丸となって難局に立ち向かえば、必ずや道は開けてくるものと考えます。

平成26年度当初予算につきましては、本年5月に町長選挙を控えるため骨格予算として編成したものであります。先ほども申し上げましたとおり、平成26年度におきましても、震災からの一日も早い復旧・復興が最優先課題であることから、亘理町震災復興計画に基づく事業につきましては当初予算として計上しております。被災された方のみならず町民の皆様全てが一日も早く町の復興を実感できるようスピード感を持って復興事業に取り組み、将来に向けて夢と希望を持って暮らすことのできるまちづくりを目指して各種事業に取り組んでまいりたい所存であります。

それでは、各分野における施策の基本的な考え方とその概要についてご説明申し上げます。

平成26年度当初予算につきましては、平成25年度に引き続き、東日本大震災から

の一日も早い復旧・復興が最優先課題であります。震災関連以外の住民生活に欠くことのできない事業につきましても、サービスの安定供給を図りながら着実な事業の実施を推進してまいります。

初めに、平成26年度の一般会計予算並びに各種特別会計等の予算の総額についてご説明申し上げます。

平成26年度の亘理町一般会計、特別会計、水道事業会計の歳入歳出予算の総額は429億7,311万4,000円となり、前年度と比較しますと35.6%の減となっております。

平成26年度「亘理町一般会計」の歳入歳出予算の総額は314億400万円であり、平成25年度当初予算と比較しますと44.6%の減となっております。「亘理町国民健康保険特別会計」の歳入歳出予算の総額は41億5,228万円で前年度対比3.0%の増、「亘理町奨学資金貸付特別会計」の歳入歳出予算の総額は1,087万1,000円で前年度対比4.1%の増、「亘理町公共下水道事業特別会計」の歳入歳出予算の総額は17億8,278万8,000円で前年度対比0.4%の減、「亘理町土地取得特別会計」の歳入歳出予算の総額は513万円で前年度対比0.1%の増、「亘理町介護保険特別会計」の歳入歳出予算の総額は27億1,350万7,000円で前年度対比9.7%の増、「わたり温泉鳥の海特別会計」の歳入歳出予算の総額は859万8,000円で前年度対比97.5%の減、「亘理町後期高齢者医療特別会計」の歳入歳出予算の総額は3億2,979万1,000円で前年度対比14.1%の増、「亘理町工業用地等造成事業特別会計」の歳入歳出予算の総額は13億4,097万9,000円で前年度対比1,151.0%の増としたところであります。

次に、「亘理町水道事業会計」の歳入歳出予算について申し上げます。本会計の収益的支出は8億6,419万4,000円で前年度対比6.7%の増となっております。資本的支出が3億6,097万6,000円で前年度対比27.7%の増となっております。

それでは、主要な施策の概要についてご説明申し上げます。

「安全」と「安心」を確保するまちづくり。

「安全」と「安心」、これは生きていく上で誰もが願うものであり、この「安全・安心」なしに住民生活を送ることはできません。特に災害からの「安全・安心」は町民の皆様の生命と財産に直接かかわることであり非常に重要であることから、本町におきましても東日本大震災を教訓に、引き続き安心して「ふるさと

亘理」に住み続けられるよう各種の防災対策を推進してまいります。

防災社会基盤づくりと道路網の整備につきましては、県道荒浜港今泉線や町道橋本堀添線などの二線堤機能を持つ道路の整備のほか、荒浜大通線、荒浜江下線、五十刈線、野地流線といった避難道路となる幹線道路の整備に重点を置き推進してまいります。また、社会資本総合整備交付金を活用しながら避難道路以外の幹線道路等を整備するとともに、町民生活に直結する町道の道路改良、舗装、側溝整備のほか河川改修につきましても、町民の皆様の安全で暮らしやすい生活環境づくりのため並行して取り組んでまいります。

東日本大震災の発生は、「公助」の限界と、その一方で「自助」及び「共助」の重要性を教えてくださいました。災害に強いまちづくりには、「公助」はもちろんのこと「自助」と「共助」、つまり町民一人一人の「備え」と自主防災組織などによる「地域の助け合い」が非常に重要であります。今後においても、消防署等の関連機関と連携の上、自主防災組織等の整備・充実に支援し、地域防災体制の強化により災害に強いまちづくりを推進してまいります。

平成26年度においては、協力をいただける各家庭の井戸水水質検査を実施することで災害時の水源確保を図るほか、8月31日には宮城県の総合防災訓練が亘理中学校等を会場に実施される予定になっており、防災意識の向上と並行して各組織・団体とのさらなる連携強化を図ってまいります。

交通安全・防犯事業につきましても、地域の要望を踏まえながら、カーブミラーや道路照明灯を設置するほか、防犯灯の新規設置及びLED化を進めてまいります。また、警察署と連携を図りながら、防犯実働隊、交通安全指導員、子ども見守り隊など地域の方々の力をおかりして地域ぐるみで犯罪を未然に防ぐ環境づくりに努めてまいります。

公共交通とライフラインの整備につきましては、浜吉田駅以南で不通となっているJR常磐線の早期再開に向け、引き続き沿線市町や関係機関と協力のもとJR東日本に対しまして働きかけるとともに、被災者及び交通弱者支援のため町民乗合自動車「さざんか号」の無料運行を継続してまいります。

上下水道事業につきましては、町民の健康で快適な住民生活に欠かすことのできない極めて重要な社会基盤であります。水道事業は、人口減少や節水意識の向上などから全国的に水需要が減少傾向にありますが、良質で安全な水の安定供給に

向けて老朽管の更新や施設の耐震化を図ってまいります。一方、下水道事業におきましても、下水道管やポンプ場といった既存施設の適切な維持管理のほか、吉田東部地区を初めとする整備区域の拡大及び普及率の向上のため面整備を推進してまいります。

防災・減災システムの整備と防災教育の推進につきましては、平成25年度までに国や県と連携を図りながら大規模災害の発生に対応する「地域防災計画」のほか、「災害対策本部設置・運営マニュアル」、「避難所開設・運営マニュアル」等の見直しを行い、各種災害に対応した防災マップについても町内全戸に配布したところであります。今後においては、計画の見直しを随時行いながら、この「地域防災計画」に基づく各種災害対策を推進してまいります。

平成23年度から進めてきた防災行政無線の整備が平成25年度で完了いたしました。この防災行政無線の更新により以前にも増して災害時に迅速な情報提供が行えることで町民の皆様の「安全・安心」がさらに図られるものと考えております。そして、臨時災害放送局「FMあおぞら」及びメール配信サービス等につきましても防災行政無線を補完する重要な情報伝達手段であることから、引き続き充実を図りながら継続して実施してまいります。

また、東日本大震災の記録を後世に正しく伝承するため、被災体験記録事業を継続し、地域及び学校等における防災教育等に活用できる資料としてまとめるほか、小中学校におきましても防災主幹教諭を中心に各学校に配置されている防災主任教諭と連携し、避難訓練や啓発事業の推進など児童・生徒の安全と防災教育の充実を図ってまいります。

「暮らしやすさ」と「亙理らしさ」があふれるまちづくり。

住環境再建への支援につきましても、一日も早い被災者の生活再建のため、災害公営住宅の建設と防災集団移転先団地の整備を進めております。災害公営住宅の整備につきましては、西木倉住宅及び戸建住宅が本年秋ごろから入居できる見込みでありますので、残りの集合住宅についても早期に入居できるよう取り組みを進めてまいります。防災集団移転促進事業につきましては、既に引き渡しを行った土地もございますが、間もなく全ての団地の造成工事が完了し土地が引き渡される予定であることから、移転者の住宅建設が促進されることを期待しております。また、災害危険区域に住んでいた方で、災害公営住宅や防災集団移転促進事

業を利用せず個別移転する方、災害危険区域外にお住まいで住宅を再建される被災者の皆様につきましても、引き続き住宅建築に係る利子助成などの事業を実施してまいります。

教育環境の整備充実につきましては、地域住民のご協力のもと荒浜小学校が昨年4月から再校し、現在建設中の長瀬小学校、荒浜中学校につきましても平成26年度の2学期から現地で再校できる見込みとなっているところであります。児童・生徒の安全確保やご家族の負担軽減等のため運行しているスクールバスにつきましても、現地再建し地域に戻られているご家族もあることから、バス1台をふやしルートの変更を行いながら継続運行を実施してまいります。

そして、小中学校の安全確保においては、施設の老朽化や震災の影響などから施設整備が必要な箇所について順次改修等を行い、学習環境の整備、改善に努めてまいります。また、児童・生徒の学力低下を防ぐためのサマースクール等の開催や創意ある教育課程の編成、実施、評価に取り組み、「生きる力」の育成に努める一方、地域の力もお借りしながら児童・生徒の健全育成、心の教育を推進してまいります。東日本大震災を経験した児童・生徒の心のケアにつきましては、学校カウンセラーを中心に相談しやすい体制の充実を図ってまいります。

芸術文化及び生涯スポーツの振興につきましては、地域の施設として利用されてきた悠里館や体育館といった各施設の復旧工事が完了しておりますので、今後においても町民の皆様一人一人が心豊かで生きがいのある充実した生活を送ることができるよう「だれでも」、「どこでも」、「いつでも」、そして「いつまでも」生涯にわたり学習、そしてスポーツに親しむことができる生涯学習、生涯スポーツ環境づくりを推進してまいります。

保健・福祉・医療の健康まちづくりの推進につきましては、初めに保育所、児童館の復興についてであります。平成26年度においては、吉田保育所、荒浜保育所及び荒浜児童館について、それぞれの地区の小中学校隣接地での平成27年4月再開に向け、造成工事及び施設建設を進めてまいります。

子育て支援体制の充実につきましては、これまでも取り組んできた保育所待機児童の問題について、共働き家庭の増加や急速な核家族化の進行により、依然として待機児童の解消までには至っていないのが現状であります。今後においても、公立・私立保育所のほか低年齢児家庭的保育事業や認可外保育施設への運営費補

助を増額するなど、適切かつ柔軟な保育運営を実施することで待機児童の解消に努めるとともに、放課後児童クラブにおきましても、吉田西児童館の活用や小学校近接の空き家等を借り上げた上で増加傾向にある児童の受け入れを進めてまいります。また、子育て支援センター事業の充実や多様化する子育て家庭のニーズに応えられるよう延長保育、一時保育、さらには休日保育などにつきましても継続して事業を実施するとともに、ファミリーサポートセンター事業に取り組み、町民が相互に子育てを支え合うことができる体制づくりを進めてまいります。

保健・医療につきましては、平成26年度においても亙理郡医師会などと連携し、妊婦健診や乳幼児健診といった母子保健対策事業のほか、予防接種事業や各種がん検診事業等の実施により、疾病の予防、早期発見、早期介入を図ることで町民の健康保持に取り組んでまいります。また、特定健診受診率の向上や保健指導に取り組むことで生活習慣病等の発症及び重症化を予防するとともに、町として、また国民健康保険の保険者として伸び続ける医療費の抑制に努めてまいります。

一方、休日歯科診療、在宅当番医制、病院群輪番制のほか、平日夜間初期救急診療事業を継続することで一次及び二次救急医療に対する町民の「安心」を確保するとともに、国民健康保険加入の一部被災者に対し、窓口での一部負担金免除を実施してまいります。

障害者福祉につきましては、平成25年4月から「障害者総合支援法」が施行されており、本町においてもノーマライゼーションの理念のもと地域社会における共生の実現に向けて、各種事業を積極的に推進することで障害福祉サービスの充実、強化を図り、障害者の自立支援に努めてまいります。

介護保険事業及び高齢者福祉の充実につきましては、高齢化の進行に伴い要介護認定者が年々増加していることから、地域包括支援センターを中心に介護予防などの各種施策を充実させ、要介護認定者の抑制に努めてまいります。一方、平成26年度が介護保険事業計画の見直し年度に当たることから、サービスの供給と負担のバランスを考慮しながらサービス供給基盤の整備を進め、少しでも介護者の負担が軽減できるよう事業を推進してまいります。また、サポートセンター事業や地域コミュニティ復興事業、さらには仮設住宅等入居者健康支援事業を継続することで、被災者を初めとする高齢者や障害者等の生活支援や相談業務を行う

ほか、保健師等による訪問指導を実施し心身の健康について支援してまいります。

消費者行政の推進につきましては、豊かに暮らせる社会の実現に向けて地域における取り組みを充実させ、社会問題化している振り込め詐欺や悪質商法への注意喚起などを含め、今後においても持続的に事業の推進を進めてまいります。

また、平成26年4月の消費税率引き上げに伴い、消費税の影響を緩和することを目的に、町民税非課税者の一部と児童手当の受給者等を対象に臨時の給付金を支給する予定であります。

環境・リサイクルの推進につきましては、冒頭でも申し上げましたとおり、東日本大震災で発生した「本町の100年分に相当する」と言われた膨大な量の災害廃棄物の運搬、焼却処理等が終了しました。順調に処理が進んだことについて、改めて皆様のご協力に感謝申し上げます次第であります。今後におきましては、環境基本計画に基づき、これまで以上に町民の皆様の環境問題への意識の高揚を図り、ごみの減量化はもとより自然環境の保全や資源循環型社会づくりの推進に取り組んでまいります。

放射能関連対策につきましては、町内の空間放射線量は全域において低いレベルで推移しておりますが、町民の皆様の「安全・安心」のため、引き続き空間放射線量のモニタリングを実施して情報提供していくほか、学校給食センターや保育所の食材についての放射能測定検査の実施、さらには家庭菜園等で収穫された農作物等について不安のある方のため食品放射能測定室を開設してまいります。

「なりわい」と「にぎわい」のまちづくり。

農業従事者の高齢化や後継者不足による担い手の確保、遊休農地の増加といった問題が年々深刻化していることに加え、東日本大震災の津波による塩害や施設の損壊、さらには原発事故に伴う風評被害による農産物価格の低下など、本町の農業を取り巻く環境は非常に厳しい状況であります。

農林業の振興につきましては、まず初めに昨年9月にいちご団地及び選果場の整備が終了したことで本格的な収穫が始まっているところであり、産地復活に向け大きな一歩を踏み出せたところであります。

平成26年度においては、引き続き除塩工事や用排水路等の復旧工事、さらにはミニライスセンターを初めとする共同利用機械施設の整備に取り組むほか、被災し

た荒浜第一排水機場の建てかえなど必要な施設整備を推進してまいります。また、震災復興計画に基づき町内7カ所、合計1,125ヘクタールに及ぶ大区画ほ場整備事業に本格的に着手し、低コスト・高収益農業に向けた農業生産基盤の整備を図ると同時に、担い手の育成を進め力強い経営力を備えた農家の確保に努めてまいります。

水産業の復興につきましては、漁業の拠点施設である荒浜漁港関連施設の復旧が最優先でありますので、平成26年度においては引き続き荒浜漁港魚市場前の物揚突堤の整備を行うほか、漁業者への支援として漁具倉庫の整備、漁船の復旧に対する一部助成、さらには地元水産物の消費促進を図るため民間企業を公募の上、水産加工流通施設の整備を推進することで水産業の復興を図ってまいります。そして、津波により被災した水産センターが地場産品直売所を併設の上8月下旬に完成する予定でありますので、少しずつではありますが荒浜地域に「活気」と「にぎわい」が戻ってくるようになることを考える次第であります。

水産業を取り巻く環境は、従事者の高齢化や後継者の減少に加え、水産資源の減少、魚価の低迷、さらには今回の原発事故の水質汚染に伴う水産物の出荷規制や自粛など大変厳しい状況下にあります。しかし、今述べましたような漁業関連施設の整備や、一方ではカレイフェスティバルなどのイベントを通して地元の漁港に水揚げされる水産物のPRに努め、さらにはとる漁業からつくり育てる漁業の育成を支援することで漁業の活性化を図ってまいります。

商工業の復興につきましては、震災で被害を受けた中小企業者を対象に運転資金、設備資金の利子補給金等の交付や金融機関への融資預託金の増額、さらには施設及び設備の復旧に要する費用の一部を助成するなど支援策を講じておりますが、引き続きそれらの支援策を継続するとともに、国や県からの支援を活用しながら本格的な事業再開に向けた支援を行ってまいります。

中心商店街の空洞化対策につきましては、空き店舗活用推進事業や商店街活性化推進事業「わたりトコトン商人まつり」を支援するとともに「伊達なわたりまるごとフェア」などのイベントを開催し、地場産品のPRと6次産業化により知名度を高めることで市場拡大に努めてまいります。

観光業の復興、新たな観光の創出につきましては、沿岸部に主な観光拠点が集中していたことから、荒浜地区の復旧・復興が何よりも重要であります。荒浜地区

については、小中学校の再校や観光拠点の一つとなる水産センターの整備など、少しずつではありますが復旧・復興が形と見えるようになってきております。

平成26年度においては、建設中の水産センター周辺に商業施設の集積事業を進めるとともに、現在休止状態にあります「わたり温泉鳥の海」の再開を目指し、交流人口をふやすことで「にぎわい」の再生を図ってまいります。また、復興推進PR事業としてDate FM（FMせんだい）を活用し、本町の復興情報や「伊達なわたりまるごとフェア」、「えんころ節全国大会」といった観光イベント情報も含め、山、川、海、そして温泉といった豊かな自然資源、歴史資源、農林水産資源をあわせ持つ本町のすばらしさを発信してまいります。

企業誘致の推進と元気な亘理の創造につきましては、人口減少社会に突入した今、人口減少に歯どめをかけ定住人口をふやす施策を展開する必要があります。その一つの施策といたしまして企業誘致が挙げられますが、企業の進出は雇用の確保とともに地域経済を活性化していく原動力になることから非常に重要であります。おかげさまで平成25年度においては、亘理中央地区工業団地に舞台アグリノベーション株式会社が進出し、現在工場の建設が始まっております。また、弁当の製造販売等を行うエイムカイワ株式会社についても1月から既に工場が稼働しているところであります。

そして、これまで国土交通省を初めとする関係機関に粘り強く働きかけてきた結果、平成26年度には常盤自動車道にパーキングエリアが完成し、続いて平成27年度にはスマートインターチェンジを開設する予定であります。パーキングエリアとスマートインターチェンジの完成は、広域交通ネットワークの充実が図られることで交流人口の増加が期待できるほか企業の進出にも有利に働くことから、これまで以上に亘理中央地区工業団地等への企業誘致を推進し、雇用の創出とともに元気な亘理の創造に努めてまいります。

以上、平成26年度の私の町政に取り組む所信の一端と主要な施策につきまして説明させていただきました。

平成26年度においても、町の最優先課題は震災からの一日も早い復興であります。復興へ向けての課題は山積しております。一朝一夕でなし遂げられるものではありませんが、町民の皆様の期待と信頼に応えられるよう町政運営に取り組んでまいり所存でありますので、議員各位並びに町民の皆様のさらなるご支援、ご

協力を賜りますようお願い申し上げます、平成26年度の施政方針といたします。

次に、提出議案等についてご説明申し上げます。

今回ご提案申し上げます、ご審議いただきます議案は、施政方針の中でご説明申し上げました平成26年度亘理町一般会計予算及び各種特別会計予算を含め予算関連議案16件及び予算外議案13件、並びに報告4件であります。

なお、平成26年度亘理町一般会計予算及び各種特別会計予算につきましては、施政方針をもって概要説明とさせていただきます。

それでは、その他の議案について、その概要を申し上げます。

議案第8号「亘理町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」及び議案第9号「亘理町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、海外出張の際に支給される支度料を廃止するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第10号「亘理町子ども・子育て支援審議会条例」につきましては、子ども・子育て支援法第77条の規定に基づき、本町においても子ども・子育てに関し審議する機関の設置に関する事項を定める必要があることから条例を制定するものであります。

議案第11号「亘理町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例」及び議案第12号「亘理町道路占用料条例の一部を改正する条例」につきましては、消費税法の一部改正に伴い、使用料等に関する規定を改正するものであります。

議案第13号「工事請負変更契約の締結について（平成25年度亘理町立長瀬小学校災害復旧工事）」及び議案第14号「工事請負変更契約の締結について（平成25年度亘理町立荒浜中学校災害復旧工事）」につきましては、労務単価の高騰に伴うインフレスライド及び工期の延長に伴う仮囲いシート費用など請負金額の増等、変更契約の必要が生じたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議案第15号「工事請負変更契約の締結について（平成25年度亘理町防災集団移転促進事業（荒浜中野団地）宅地整備工事（復交）」につきましては、盛り土運搬量の増加や労務単価及び資材の高騰に伴うインフレスライド適用申請により変更契約の必要が生じたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき議会

の議決を求めるものであります。

議案第16号「工事請負変更契約の締結について（平成23年度わたり温泉島の海災害復旧工事）」につきましては、空調機器を個別式にするなど変更契約の必要が生じたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議案第17号「町道の路線認定について」につきましては、防災集団移転促進事業に伴い、造成地内に新たに整備している道路及び開発により帰属された道路を認定するものであります。

議案第18号「宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更について」から議案第20号「宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更について」までの3件の議案につきましては、構成する団体である塩釜地区環境組合が事務の全てを塩釜地区消防事務組合に継承し、本年3月をもって解散することから、各組合・委員会を組織する関係地方公共団体の協議が必要となるため、地方自治法の定めにより議会の議決を求めるものであります。

次に、補正予算関係議案についてご説明申し上げます。

議案第21号「平成25年度亙理町一般会計補正予算（第10号）」につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ145億4,779万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ474億1,390万円とし、あわせて繰越明許費及び債務負担行為の廃止、変更並びに地方債の変更を行うものであります。一部増額補正となる事業もございますが、全般的に事業費の確定及び確定見込み額等による減額補正が主なものになっております。

初めに、歳出補正予算につきましては、2款総務費におきまして選挙関係経費など事業費の確定及び確定見込みによる減額補正が主なものになりますが、増額となるものにつきましては、東日本大震災の地震により被災した上郡区の集会所のほか、既に予算措置しております港町区集会所の不足額等として亙理町集会所建設事業補助金1,888万7,000円を増額補正するものがその主なものであります。

次に、3款民生費につきましても、敬老式典経費や児童手当等支給経費、さらには災害救助経費など事業費の確定等に伴う減額補正が主なものになりますが、一

部増額補正となるものにつきましては、平成26年4月の消費税引き上げに伴い、平成26年度において消費税の影響を緩和することを目的に臨時の給付金が支給される予定であり、臨時福祉給付金経費及び子育て世帯臨時特例給付金経費にその業務を行うためのシステム開発委託料として761万3,000円を増額補正するもののほか、国民健康保険特別会計に対する保険基盤安定繰出金等として1,091万9,000円、さらには児童福祉費における障害児施設給付事業の不足額として176万4,000円を増額補正するものなどが主なものであります。

4款衛生費につきましても、災害廃棄物処理費を初めとする各種事業費の確定及び確定見込みによる減額補正のほか、ごみ処理経費における亙理名取共立衛生処理組合に対する負担金1億1,381万5,000円を増額補正が主なものであります。亙理名取共立衛生処理組合に対する負担金につきましては、岩沼市に建設中の新ごみ処理施設の建設工事に伴う負担金であり、今回予算措置する1億1,381万5,000円につきましては、全額震災復興特別交付税で措置されることになっております。

6款農林水産業費につきましても、各種事業費の確定及び確定見込みにおける減額補正が主なものになりますが、増額補正になるものにつきましては、農業振興事務経費において被災地域農地集積支援金交付事業補助金として1,170万円、平成26年度産米等のための放射性物質低減対策事業費補助金として2,428万4,000円増額補正するもののほか、水産業振興経費における宮城県共同利用漁船等復旧支援対策事業補助金として309万9,000円、宮城県水産業共同利用施設復旧整備事業補助金として897万円を増額補正するものであります。

8款土木費につきましては、災害公営住宅整備事業費及び同駐車場整備事業費における事業の進捗状況から、あわせて49億1,716万6,000円の減額補正を行うものであり、あわせて債務負担行為の廃止及び変更を行うものであります。また、防災集団移転促進事業を初めとするそのほかの事業につきましても、事業費の確定及び確定見込みにより減額補正するものが主なものであります。

9款消防費及び10款教育費につきましても、事業費の確定などによる減額補正が主なものであります。

11款災害復旧費につきましては、荒浜中学校災害復旧工事及び荒浜中学校プール災害復旧工事、さらには逢隈中学校プール災害復旧工事における平成25年度の事

業費見込みに基づき9,343万円を減額補正するもののほか、児童福祉施設災害復旧費における荒浜児童館・保育所の公有財産購入費の確定により、合わせて1,810万2,000円を減額補正するものであります。

次に、歳入項目の補正につきましては、歳出事業費の確定などに伴う収入見込み額の補正のほか、地方消費税交付金など各種交付金の確定及び確定見込みによる補正が主なものであります。

1款町税につきましては、現在の課税状況及び収入見込み額などから、町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税の税目で総額3億5,860万円を増額補正するものであります。これらの増額補正は震災に係る復興特需による影響が主な要因と考えられるところであります。

9款地方交付税につきましては、普通交付税の確定に伴い379万1,000円を増額補正するもののほか、歳出の互理名取共立衛生処理組合負担金の増額等に係る震災復興特別交付税として1億2,176万7,000円を増額補正するものであります。

13款、14款国・県支出金につきましては、歳出における事業費の確定及び確定見込み額により減額補正するものがその主なものでありますが、災害廃棄物処理費国庫補助金のみで55億645万4,000円を減額していることから、国庫支出金、県支出金の総額で66億7,850万4,000円の減額補正となったものであります。

16款寄附金につきましては、災害復旧・復興のための寄附として21件214万3,000円を頂戴したほか、「ふるさと納税」など震災以外の目的で32件349万円、合わせて53件563万3,000円の貴重なご寄附を頂戴いたしました。衷心より御礼申し上げます。

17款繰入金につきましては、歳出における復興交付金事業費の減額等に伴い震災復興基金繰入金、東日本大震災復興交付金基金繰入金を合わせて71億3,864万5,000円を減額するほか、今回の補正の調整財源として財政調整基金繰入金6億8,752万4,000円を減額補正するものであります。また、国土交通省施工の阿武隈川堤防復旧工事に関連して公共下水道事業特別会計から8,000万円を繰り入れするものであります。

次に、繰越明許費についてであります。年度内に完了することが難しい子ども・子育て支援システム構築事業を初めとする3事業について、総額1,960万4,000円を平成26年度に繰り越しするものであります。

次に、債務負担行為の廃止及び変更についてであります。災害公営住宅整備事業及び水産センター整備事業における平成25年度の事業費見込みから、吉田地区集合住宅及び戸建て住宅に係る債務負担行為の廃止を行うもののほか、亘理地区集合住宅及び水産センターの平成26年度における限度額を変更するものであります。

地方債の変更につきましては、漁港修築事業債及び災害公営住宅整備事業債において、平成25年度事業費の減額に伴う借入限度額の変更を行うものであります。

議案第22号「平成25年度亘理町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,914万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億7,899万円とするものであります。

国民健康保険特別会計につきましては、事業費の確定及び確定見込みによる減額補正が主な内容になりますが、追加となるものにつきましては、法改正等に伴う電算システムの改修委託料等として141万円を増額補正するものであります。

歳入につきましても、歳出における減額等に伴い関係する歳入各費目における減額補正等を行うものがその主なものであります。

議案第23号「平成25年度亘理町奨学資金貸付特別会計補正予算（第1号）」につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,054万7,000円とするものでございます。

今回の補正は、奨学教育基金利子の増加に伴う基金積立金の増額補正であります。

議案第24号「平成25年度亘理町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）」につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,057万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億8,910万5,000円とするものとし、合わせて繰越明許費及び債務負担行為並びに地方債の変更を行うものであります。

今回の補正につきましては、歳出におけるマンホールポンプ清掃業務委託料等及び公共柵設置工事費として合わせて390万円を増額補正するもののほか、国の阿武隈川堤防復旧工事に関連し、拡幅部分に布設されている下水道管の補償費として歳入される金額を一般会計に繰り出す費用として8,000万円増額補正するものであ

ります。また、年度内に完成が難しい4件の災害復旧事業を平成26年度に繰り越すため繰越明許費を設定するほか、阿武隈川下流域下水道建設負担金の減額に伴い、地方債の限度額を減額する地方債補正等を行うものが今回の補正の内容であります。

議案第25号「平成25年度亙理町介護保険特別会計補正予算（第3号）」につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ126万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億2,168万円とするものであります。

今回の補正は、消費税の税率改正に伴い介護保険区分支給限度基準額が改正されることから、その法改正に対応するため電算システム改修委託料として126万9,000円を増額補正するものであります。歳入においては、国庫支出金として現年度分特別調整交付金718万7,000円を増額補正するほか、システム改修事業費補助金として63万4,000円を増額補正するものが主なものであります。

議案第26号「平成25年度亙理町水道事業会計補正予算（第4号）」につきましては、予算第3条に定めた収益的収入における126万2,000円の増額補正と予算第4条に定めた資本的収入における2,528万7,000円の増額補正であります。これは原発事故に伴う東京電力株式会社からの賠償金等と下水道事業特別会計と同様に、阿武隈川堤防の拡幅に伴う国からの工事負担金であります。

次に、報告案件についてご説明申し上げます。

初めに、報告第2号「専決処分の報告について（工事請負変更契約）」につきましては、平成24年度町営袖ヶ沢住宅外壁改修工事において、外壁改修及び塗装改修の内容変更に伴う請負金額の増額など変更契約の必要が生じ、専決事項の指定第1号の規定により平成26年度2月18日専決処分したことから、地方自治法第180条第2項の規定により議会に報告するものであります。

報告第3号「専決処分の報告について（工事請負変更契約）」につきましては、平成24年度町営下茨田住宅外壁改修工事において、バルコニー、階段床ビニールシートの数量減など変更契約の必要が生じ、専決事項の指定第1号の規定により平成26年2月18日専決処分したことから、地方自治法第180条第2項の規定により議会に報告するものであります。

報告第4号「専決処分の報告について（工事請負変更契約）」につきましては、平成25年度逢隈中学校プール災害復旧工事において、解体に伴う発生材処理量の

増減等により変更契約の必要が生じ、専決事項の指定第1号の規定により平成26年2月17日専決処分したことから、地方自治法第180条第2項の規定により議会に報告するものであります。

報告第5号「専決処分の報告について（工事請負変更契約）」につきましては、平成25年度逢隈小学校災害復旧工事において、外構工事におけるコンクリート舗装からアスファルト舗装への変更など変更契約の必要が生じ、専決事項の指定第1号の規定により平成26年2月17日専決処分したことから、地方自治法第180条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

以上、提出議案等ではありますが、慎重ご審議を賜りまして、原案どおり可決くださいますようお願い申し上げます。提出議案の説明といたします。

議長（安細隆之君） 平成26年度施政方針及び提出議案の説明が終わりました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時08分 散会

上記会議の経過は、事務局長 丸子 司の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘理町議会議長 安細隆之

署名議員 佐藤アヤ

署名議員 鞠子幸則